

22 13～21 (略)

次の各号に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、保安基準第二十二条第三項第七号に定める座席及び協定規則第十六号（同規則第八改訂版補足改訂版の規則15・4・2に限る。）に定める座席に備えるものについては、保安基準第二十二条の三第五項の規定並びに細目告示第三十条第十一条第十項、第一百八条第十二項及び第一百八十六条第十二項の規定は適用しない。

一・二 (略)

23 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第二項、第三項、第一百八条第五項中「第9改訂版補足改訂版」とあるのは、「第8改訂版」又は「第7改訂版補足第8改訂版」と読み替えることができるものとする。

一・四 (略)

24 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二 (略)

三 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則8・1・8・に限る。）の適用を受けないもの

口 (略)

四 (略)

25 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性能等に関し保安基準第二十二条の三第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十条第四項の規定にかかるわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版の規則6・、7・及び8・1・から8・3・6・までに限る。）に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版附則1Bの12・に限る。）の規定の適用について、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「56-0／+1km/h」とあるのは

「40-0／+1km/h」と読み替える。

二 (略)

(年少者用補助乗車装置等)

第二十二条 (略)

2 保安基準第二十二条の五第三項の規定並びに細目告示第三十二条第二項及び第一百十条第二項の規定が適用される自動車のうち平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、協定規則第百二十九号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第四改訂版の規則4・、6・及び7・に限る。）の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の細目告示別添三十五の基準に適合するものであればよい。

22 13～21 (略)

次の各号に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、保安基準第二十二条第三項第七号に定める座席及び協定規則第十六号（同規則第八改訂版の規則15・4・2に限る。）に定める座席に備えるものについては、保安基準第二十二条の三第五項の規定並びに細目告示第三十条第十一条第十項、第一百八条第十二項及び第一百八十六条第十二項の規定は適用しない。

一・二 (略)

23 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第二項、第三項、第一百八条第五項中「第9改訂版」とあるのは、「第8改訂版」又は「第7改訂版補足第8改訂版」と読み替えることができるものとする。

一・四 (略)

24 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二 (略)

三 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版の規則8・1・8・に限る。）の適用を受けないもの

口 (略)

四 (略)

25 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性能等に関し保安基準第二十二条の三第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十条第四項の規定にかかるわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版の規則6・、7・及び8・1・から8・3・6・までに限る。）に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版附則1Bの12・に限る。）の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「56-0／+1km/h」とあるのは「40-0／+1km/h」と読み替える。

二 (略)

(年少者用補助乗車装置等)

第二十二条 (略)

2 保安基準第二十二条の五第三項の規定並びに細目告示第三十二条第二項及び第一百十条第二項の規定が適用される自動車のうち平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、協定規則第百二十九号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第三改訂版の規則4・、6・及び7・に限る。）の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の細目告示別添三十五の基準に適合するものであればよい。

- 11 平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二「4・1・2・及び4・2・2・」の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百四十四号）による改正前の細目告示第四十二条第一項及び第六項並びに別添五十二「4・1・2・及び4・2・2・」の規定（以下「」の項における「旧規定」といふ。）に適合するものであればよし。」の場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは、「協定規則第98号改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」と読み替えることとする。
- 12 (略)
- 13 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八条号第七改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八条号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 14 平成二十二年八月十八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二「4・1・2・及び4・2・2・」の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百四十四号）による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二「4・1・2・及び4・2・2・」の規定（以下「」の項における「旧規定」といふ。）に適合するものであればよし。」の場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは、「協定規則第112号改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」と読み替えることとする。
- 14 平成二十一年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第八項、第一百二十条第九項、別添五十二「4・2・3・2・及び別添五十五4・1・の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百四十四号）による改正前の細目告示第四十二条第八項、第一百二十条第九項、別添五十二「4・2・3・2・及び別添五十五4・1・の規定（以下「」の項における「旧規定」といふ。）に適合するものであればよし。」の場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第9改訂版」とあるのは、「同規則補足第3改訂版」を「協定規則第123号改訂版」と読み替えることとする。
- 15 平成二十一年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第八項及び第一百二十条第九項中「同規則改訂版補足第9改訂版」と「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号改訂版」を「協定規則第123号改訂版」と「協定規則第123号改訂版」を「協定規則第123号改訂版」と読み替えることとする。
- 16 平成二十七年十二月八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及

びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・4・1・2・及び4・2・2・の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・4・1・2・及び4・2・2・の規定（以下「旧規定」といふ）に適合するものであればよし。この場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」とあるのは、「協定規則第112号補足第2改訂版」と読み替えるのがやむを得ない。

17 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第八項、第一百二十条第九項、別添五十二・4・23・2・及び別添五十五・1・の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第八項、第一百二十条第九項、別添五十二・4・23・2・及び別添五十五・4・1・の規定（以下「旧規定」といふ）に適合するものであればよし。この場合において、旧規定中「同規定」もふつゝに適合するものであればよし。この場合において、旧規定中「同規定改訂版補足第9改訂版」とあるのは、「同規定補足第4改訂版」と「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」とあるのは、「協定規則第123号補足第4改訂版」と読み替えるのがやむを得ない。

18 (略)

19 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八条第七改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八条第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

20 平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項の規定にかかるらず、協定規則第四十八条第六改訂版の規定に適合するものであればよい。

21 平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項中「協定規則第113号第二改訂版」を「協定規則第113号改訂版補足第10改訂版」と読み替えるのがやむを得ない。

22 (略)

23 当分の間、細目告示別添五十二・4・2・7・6・中「同規定第7改訂版」とあるのは、「同規定第5改訂版」と読み替えるのがやむを得ない。

24 (略)

25 (前部霧灯)

26 (略)

27 (略)

28 (略)

29 保安基準第三十三条第三項及び細目告示第四十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第四十八条第七改訂版の規則6・3・6・1・1・は適用しない」とし、協定規則第四十八条第七改訂版の規則6・3・5・の規定にかかるらず、協定規則第四十八条第三改訂版補足第三改訂版の規則6・3・5・の規定に適合するものであればよい。

びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」と「協定規則第98号補足第13改訂版」と「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第112号補足第12改訂版」と読み替えるのがやむを得ない。

17 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第八項及び第一百二十条第九項中「同規定改訂版補足第9改訂版」と「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」と「協定規則第123号補足第4改訂版」と「別添五十二・4・23・2・中「同規定改訂版補足第9改訂版」と「同規定改訂版補足第9改訂版」と「協定規則第113号改訂版」と「同規定改訂版」と「協定規則第113号補足第4改訂版」と読み替えるのがやむを得ない。

18 (略)

19 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八条第六改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八条第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

20 平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項中「協定規則第113号第二改訂版」を「協定規則第113号改訂版補足第10改訂版」と読み替えるのがやむを得ない。

21 平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項中「協定規則第113号第二改訂版」を「協定規則第113号改訂版補足第10改訂版」と読み替えるのがやむを得ない。

22 (略)

23 当分の間、細目告示別添五十二・4・2・7・6・中「同規定第6改訂版補足第11改訂版」とあるのは、「同規定第5改訂版」と読み替えるのがやむを得ない。

24 (略)

25 (前部霧灯)

26 (略)

27 (略)

28 (略)

29 保安基準第三十三条第三項及び細目告示第四十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第四十八条第六改訂版の規則6・3・6・1・1・は適用しない」とし、協定規則第四十八条第六改訂版の規則6・3・5・の規定にかかるらず、協定規則第四十八条第三改訂版補足第三改訂版の規則6・3・5・の規定に適合するものであればよい。

- 6 保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものでなければならない。
- 7 保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものでなければならない。
- 8 8 (尾灯) (略)
- 9 第三十七条 (略)
- 10 2 (略)
- 11 2 (略)
- 12 10 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものでなければならない。
- 13 11 (略)
- 14 12 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものでなければならない。
- 15 13 (略)
- 16 14 10 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものでなければならない。
- 17 15 (略)
- 18 16 (略)
- 19 17 9 保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものでなければならない。
- 20 18 10 保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものでなければならない。
- 21 19 (略)
- 22 20 (略)
- 23 21 (略)
- 24 22 (略)
- 25 23 (略)
- 26 24 (略)
- 27 25 (略)
- 28 26 (略)
- 29 27 (略)
- 30 28 (略)
- 31 29 (略)
- 32 30 (略)
- 33 31 (略)
- 34 32 (略)
- 35 33 (略)
- 36 34 (略)
- 37 35 (略)
- 38 36 (略)
- 39 37 (略)
- 40 38 (略)
- 41 39 (略)
- 42 40 (略)
- 43 41 (略)
- 44 42 (略)
- 45 43 (略)
- 46 44 (略)
- 47 45 (略)
- 48 46 (略)
- 49 47 (略)
- 50 48 (略)
- 51 49 (略)
- 52 50 (略)
- 53 51 (略)
- 54 52 (略)
- 55 53 (略)
- 56 54 (略)
- 57 55 (略)
- 58 56 (略)
- 59 57 (略)
- 60 58 (略)
- 61 59 (略)
- 62 60 (略)
- 63 61 (略)
- 64 62 (略)
- 65 63 (略)
- 66 64 (略)
- 67 65 (略)
- 68 66 (略)
- 69 67 (略)
- 70 68 (略)
- 71 69 (略)
- 72 70 (略)
- 73 71 (略)
- 74 72 (略)
- 75 73 (略)
- 76 74 (略)
- 77 75 (略)
- 78 76 (略)
- 79 77 (略)
- 80 78 (略)
- 81 79 (略)
- 82 80 (略)
- 83 81 (略)
- 84 82 (略)
- 85 83 (略)
- 86 84 (略)
- 87 85 (略)
- 88 86 (略)
- 89 87 (略)
- 90 88 (略)
- 91 89 (略)
- 92 90 (略)
- 93 91 (略)
- 94 92 (略)
- 95 93 (略)
- 96 94 (略)
- 97 95 (略)
- 98 96 (略)
- 99 97 (略)
- 100 98 (略)
- 101 99 (略)
- 102 100 (略)
- 103 101 (略)
- 104 102 (略)
- 105 103 (略)
- 106 104 (略)
- 107 105 (略)
- 108 106 (略)
- 109 107 (略)
- 110 108 (略)
- 111 109 (略)
- 112 110 (略)
- 113 111 (略)
- 114 112 (略)
- 115 113 (略)
- 116 114 (略)
- 117 115 (略)
- 118 116 (略)
- 119 117 (略)
- 120 118 (略)
- 121 119 (略)
- 122 120 (略)
- 123 121 (略)
- 124 122 (略)
- 125 123 (略)
- 126 124 (略)
- 127 125 (略)
- 128 126 (略)
- 129 127 (略)
- 130 128 (略)
- 131 129 (略)
- 132 130 (略)
- 133 131 (略)
- 134 132 (略)
- 135 133 (略)
- 136 134 (略)
- 137 135 (略)
- 138 136 (略)
- 139 137 (略)
- 140 138 (略)
- 141 139 (略)
- 142 140 (略)
- 143 141 (略)
- 144 142 (略)
- 145 143 (略)
- 146 144 (略)
- 147 145 (略)
- 148 146 (略)
- 149 147 (略)
- 150 148 (略)
- 151 149 (略)
- 152 150 (略)
- 153 151 (略)
- 154 152 (略)
- 155 153 (略)
- 156 154 (略)
- 157 155 (略)
- 158 156 (略)
- 159 157 (略)
- 160 158 (略)
- 161 159 (略)
- 162 160 (略)
- 163 161 (略)
- 164 162 (略)
- 165 163 (略)
- 166 164 (略)
- 167 165 (略)
- 168 166 (略)
- 169 167 (略)
- 170 168 (略)
- 171 169 (略)
- 172 170 (略)
- 173 171 (略)
- 174 172 (略)
- 175 173 (略)
- 176 174 (略)
- 177 175 (略)
- 178 176 (略)
- 179 177 (略)
- 180 178 (略)
- 181 179 (略)
- 182 180 (略)
- 183 181 (略)
- 184 182 (略)
- 185 183 (略)
- 186 184 (略)
- 187 185 (略)
- 188 186 (略)
- 189 187 (略)
- 190 188 (略)
- 191 189 (略)
- 192 190 (略)
- 193 191 (略)
- 194 192 (略)
- 195 193 (略)
- 196 194 (略)
- 197 195 (略)
- 198 196 (略)
- 199 197 (略)
- 200 198 (略)
- 201 199 (略)
- 202 200 (略)
- 203 201 (略)
- 204 202 (略)
- 205 203 (略)
- 206 204 (略)
- 207 205 (略)
- 208 206 (略)
- 209 207 (略)
- 210 208 (略)
- 211 209 (略)
- 212 210 (略)
- 213 211 (略)
- 214 212 (略)
- 215 213 (略)
- 216 214 (略)
- 217 215 (略)
- 218 216 (略)
- 219 217 (略)
- 220 218 (略)
- 221 219 (略)
- 222 220 (略)
- 223 221 (略)
- 224 222 (略)
- 225 223 (略)
- 226 224 (略)
- 227 225 (略)
- 228 226 (略)
- 229 227 (略)
- 230 228 (略)
- 231 229 (略)
- 232 230 (略)
- 233 231 (略)
- 234 232 (略)
- 235 233 (略)
- 236 234 (略)
- 237 235 (略)
- 238 236 (略)
- 239 237 (略)
- 240 238 (略)
- 241 239 (略)
- 242 240 (略)
- 243 241 (略)
- 244 242 (略)
- 245 243 (略)
- 246 244 (略)
- 247 245 (略)
- 248 246 (略)
- 249 247 (略)
- 250 248 (略)
- 251 249 (略)
- 252 250 (略)
- 253 251 (略)
- 254 252 (略)
- 255 253 (略)
- 256 254 (略)
- 257 255 (略)
- 258 256 (略)
- 259 257 (略)
- 260 258 (略)
- 261 259 (略)
- 262 260 (略)
- 263 261 (略)
- 264 262 (略)
- 265 263 (略)
- 266 264 (略)
- 267 265 (略)
- 268 266 (略)
- 269 267 (略)
- 270 268 (略)
- 271 269 (略)
- 272 270 (略)
- 273 271 (略)
- 274 272 (略)
- 275 273 (略)
- 276 274 (略)
- 277 275 (略)
- 278 276 (略)
- 279 277 (略)
- 280 278 (略)
- 281 279 (略)
- 282 280 (略)
- 283 281 (略)
- 284 282 (略)
- 285 283 (略)
- 286 284 (略)
- 287 285 (略)
- 288 286 (略)
- 289 287 (略)
- 290 288 (略)
- 291 289 (略)
- 292 290 (略)
- 293 291 (略)
- 294 292 (略)
- 295 293 (略)
- 296 294 (略)
- 297 295 (略)
- 298 296 (略)
- 299 297 (略)
- 300 298 (略)
- 301 299 (略)
- 302 300 (略)
- 303 301 (略)
- 304 302 (略)
- 305 303 (略)
- 306 304 (略)
- 307 305 (略)
- 308 306 (略)
- 309 307 (略)
- 310 308 (略)
- 311 309 (略)
- 312 310 (略)
- 313 311 (略)
- 314 312 (略)
- 315 313 (略)
- 316 314 (略)
- 317 315 (略)
- 318 316 (略)
- 319 317 (略)
- 320 318 (略)
- 321 319 (略)
- 322 320 (略)
- 323 321 (略)
- 324 322 (略)
- 325 323 (略)
- 326 324 (略)
- 327 325 (略)
- 328 326 (略)
- 329 327 (略)
- 330 328 (略)
- 331 329 (略)
- 332 330 (略)
- 333 331 (略)
- 334 332 (略)
- 335 333 (略)
- 336 334 (略)
- 337 335 (略)
- 338 336 (略)
- 339 337 (略)
- 340 338 (略)
- 341 339 (略)
- 342 340 (略)
- 343 341 (略)
- 344 342 (略)
- 345 343 (略)
- 346 344 (略)
- 347 345 (略)
- 348 346 (略)
- 349 347 (略)
- 350 348 (略)
- 351 349 (略)
- 352 350 (略)
- 353 351 (略)
- 354 352 (略)
- 355 353 (略)
- 356 354 (略)
- 357 355 (略)
- 358 356 (略)
- 359 357 (略)
- 360 358 (略)
- 361 359 (略)
- 362 360 (略)
- 363 361 (略)
- 364 362 (略)
- 365 363 (略)
- 366 364 (略)
- 367 365 (略)
- 368 366 (略)
- 369 367 (略)
- 370 368 (略)
- 371 369 (略)
- 372 370 (略)
- 373 371 (略)
- 374 372 (略)
- 375 373 (略)
- 376 374 (略)
- 377 375 (略)
- 378 376 (略)
- 379 377 (略)
- 380 378 (略)
- 381 379 (略)
- 382 380 (略)
- 383 381 (略)
- 384 382 (略)
- 385 383 (略)
- 386 384 (略)
- 387 385 (略)
- 388 386 (略)
- 389 387 (略)
- 390 388 (略)
- 391 389 (略)
- 392 390 (略)
- 393 391 (略)
- 394 392 (略)
- 395 393 (略)
- 396 394 (略)
- 397 395 (略)
- 398 396 (略)
- 399 397 (略)
- 400 398 (略)
- 401 399 (略)
- 402 400 (略)
- 403 401 (略)
- 404 402 (略)
- 405 403 (略)
- 406 404 (略)
- 407 405 (略)
- 408 406 (略)
- 409 407 (略)
- 410 408 (略)
- 411 409 (略)
- 412 410 (略)
- 413 411 (略)
- 414 412 (略)
- 415 413 (略)
- 416 414 (略)
- 417 415 (略)
- 418 416 (略)
- 419 417 (略)
- 420 418 (略)
- 421 419 (略)
- 422 420 (略)
- 423 421 (略)
- 424 422 (略)
- 425 423 (略)
- 426 424 (略)
- 427 425 (略)
- 428 426 (略)
- 429 427 (略)
- 430 428 (略)
- 431 429 (略)
- 432 430 (略)
- 433 431 (略)
- 434 432 (略)
- 435 433 (略)
- 436 434 (略)
- 437 435 (略)
- 438 436 (略)
- 439 437 (略)
- 440 438 (略)
- 441 439 (略)
- 442 440 (略)
- 443 441 (略)
- 444 442 (略)
- 445 443 (略)
- 446 444 (略)
- 447 445 (略)
- 448 446 (略)
- 449 447 (略)
- 450 448 (略)
- 451 449 (略)
- 452 450 (略)
- 453 451 (略)
- 454 452 (略)
- 455 453 (略)
- 456 454 (略)
- 457 455 (略)
- 458 456 (略)
- 459 457 (略)
- 460 458 (略)
- 461 459 (略)
- 462 460 (略)
- 463 461 (略)
- 464 462 (略)
- 465 463 (略)
- 466 464 (略)
- 467 465 (略)
- 468 466 (略)
- 469 467 (略)
- 470 468 (略)
- 471 469 (略)
- 472 470 (略)
- 473 471 (略)
- 474 472 (略)
- 475 473 (略)
- 476 474 (略)
- 477 475 (略)
- 478 476 (略)
- 479 477 (略)
- 480 478 (略)
- 481 479 (略)
- 482 480 (略)
- 483 481 (略)
- 484 482 (略)
- 485 483 (略)
- 486 484 (略)
- 487 485 (略)
- 488 486 (略)
- 489 487 (略)
- 490 488 (略)
- 491 489 (略)
- 492 490 (略)
- 493 491 (略)
- 494 492 (略)
- 495 493 (略)
- 496 494 (略)
- 497 495 (略)
- 498 496 (略)
- 499 497 (略)
- 500 498 (略)
- 501 499 (略)
- 502 500 (略)
- 503 501 (略)
- 504 502 (略)
- 505 503 (略)
- 506 504 (略)
- 507 505 (略)
- 508 506 (略)
- 509 507 (略)
- 510 508 (略)
- 511 509 (略)
- 512 510 (略)
- 513 511 (略)
- 514 512 (略)
- 515 513 (略)
- 516 514 (略)
- 517 515 (略)
- 518 516 (略)
- 519 517 (略)
- 520 518 (略)
- 521 519 (略)
- 522 520 (略)
- 523 521 (略)
- 524 522 (略)
- 525 523 (略)
- 526 524 (略)
- 527 525 (略)
- 528 526 (略)
- 529 527 (略)
- 530 528 (略)
- 531 529 (略)
- 532 530 (略)
- 533 531 (略)
- 534 532 (略)
- 535 533 (略)
- 536 534 (略)
- 537 535 (略)
- 538 536 (略)
- 539 537 (略)
- 540 538 (略)
- 541 539 (略)
- 542 540 (略)
- 543 541 (略)
- 544 542 (略)
- 545 543 (略)
- 546 544 (略)
- 547 545 (略)
- 548 546 (略)
- 549 547 (略)
- 550 548 (略)
- 551 549 (略)
- 552 550 (略)
- 553 551 (略)
- 554 552 (略)
- 555 553 (略)
- 556 554 (略)
- 557 555 (略)
- 558 556 (略)
- 559 557 (略)
- 560 558 (略)
- 561 559 (略)
- 562 560 (略)
- 563 561 (略)
- 564 562 (略)
- 565 563 (略)
- 566 564 (略)
- 567 565 (略)
- 568 566 (略)
- 569 567 (略)
- 570 568 (略)
- 571 569 (略)
- 572 570 (略)
- 573 571 (略)
- 574 572 (略)
- 575 573 (略)
- 576 574 (略)
- 577 575 (略)
- 578 576 (略)
- 579 577 (略)
- 580 578 (略)
- 581 579 (略)
- 582 580 (略)
- 583 581 (略)
- 584 582 (略)
- 585 583 (略)
- 586 584 (略)
- 587 585 (略)
- 588 586 (略)
- 589 587 (略)
- 590 588 (略)
- 591 589 (略)
- 592 590 (略)
- 593 591 (略)
- 594 592 (略)
- 595 593 (略)
- 596 594 (略)
- 597 595 (略)
- 598 596 (略)
- 599 597 (略)
- 600 598 (略)
- 601 599 (略)
- 602 600 (略)
- 603 601 (略)
- 604 602 (略)
- 605 603 (略)
- 606 604 (略)
- 607 605 (略)
- 608 606 (略)
- 609 607 (略)
- 610 608 (略)
- 611 609 (略)
- 612 610 (略)
- 613 611 (略)
- 614 612 (略)
- 615 613 (略)
- 616 614 (略)
- 617 615 (略)
- 618 616 (略)
- 619 617 (略)
- 620 618 (略)
- 621 619 (略)
- 622 620 (略)
- 623 621 (略)
- 624 622 (略)
- 625 623 (略)
- 626 624 (略)
- 627 625 (略)
- 628 626 (略)
- 629 627 (略)
- 630 628 (略)
- 631 629 (略)
- 632 630 (略)
- 633 631 (略)
- 634 632 (略)
- 635 633 (略)
- 636 634 (略)
- 637 635 (略)
- 638 636 (略)
- 639 637 (略)
- 640 638 (略)
- 641 639 (略)
- 642 640 (略)
- 643 641 (略)
- 644 642 (略)
- 645 643 (略)
- 646 644 (略)
- 647 645 (略)
- 648 646 (略)
- 649 647 (略)
- 650 648 (略)
- 651 649 (略)
- 652 650 (略)
- 653 651 (略)
- 654 652 (略)
- 655 653 (略)
- 656 654 (略)
- 657 655 (略)
- 658 656 (略)
- 659 657 (略)
- 660 658 (略)
- 661 659 (略)
- 662 660 (略)
- 663 661 (略)
- 664 662 (略)
- 665 663 (略)
- 666 664 (略)
- 667 665 (略)
- 668 666 (略)
- 669 667 (略)
- 670 668 (略)
- 671 669 (略)
- 672 670 (略)
- 673 671 (略)
- 674 672 (略)
- 675 673 (略)
- 676 674 (略)
- 677 675 (略)
- 678 676 (略)
- 679 677 (略)
- 680 678 (略)
- 681 679 (略)
- 682 680 (略)
- 683 681 (略)
- 684 682 (略)
- 685 683 (略)
- 686 684 (略)
- 687 685 (略)
- 688 686 (略)
- 689 687 (略)
- 690 688 (略)
- 691 689 (略)
- 692 690 (略)
- 693 691 (略)
- 694 692 (略)
- 695 693 (略)
- 696 694 (略)
- 697 695 (略)
- 698 696 (略)
- 699 697 (略)
- 700 698 (略)
- 701 699 (略)
- 702 700 (略)
- 703 701 (略)
- 704 702 (略)
- 705 703 (略)
- 706 704 (略)
- 707 705 (略)
- 708 706 (略)
- 709 707 (略)
- 710 708 (略)
- 711 709 (略)
- 712 710 (略)
- 713 711 (略)
- 714 712 (略)
- 715 713 (略)
- 716 714 (略)
- 717 715 (略)
- 718 716 (略)
- 719 717 (略)
- 720 718 (略)
- 721 719 (略)
- 722 720 (略)
- 723 721 (略)
- 724 722 (略)
- 725 723 (略)
- 726 724 (略)
- 727 725 (略)
- 728 726 (略)
- 729 727 (略)
- 730 728 (略)
- 731 729 (略)
- 732 730 (略)
- 733 731 (略)
- 734 732 (略)
- 735 733 (略)
- 736 734 (略)
- 737 735 (略)
- 738 736 (略)
- 739 737 (略)
- 740 738 (略)
- 741 739 (略)
- 742 740 (略)
- 743 741 (略)
- 744 742 (略)
- 745 743 (略)
- 746 744 (略)
- 747 745 (略)
- 748 746 (略)
- 749 747 (略)
- 750 748 (略)
- 751 749 (略)
- 752 750 (略)
- 753 751 (略)
- 754 752 (略)
- 755 753 (略

第四十一条 (略)
(後部反射器)

2・4

(略)

5 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものでなければならない。

6 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第七改訂版の規定に適合するものでなければならない。

7・8 (略)

(大型後部反射器)

第四十二条 (略)

2・3

(略)

4 平成二十一年十月十四日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百四十四号)による改正前の細目告示第五十五条第一項の規定(以下この項において「旧規定」とこうう。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第70号改訂版補足第10改訂版」であるのは、「協定規則第70号改訂版補足第5改訂版」と読み替えることができる。

5 (略)

(大型後部反射器)

第四十二条 (略)

2・3

(略)

6 平成二十一年十月二十三日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第五十五条第一項及び別添五十二4・19・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十五条第一項及び別添五十二4・19・2・の規定(以下この項において「旧規定」とこうう。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第70号改訂版補足第10改訂版」あるのは、「協定規則第70号改訂版補足第6改訂版」と読み替えることができる。

7 (略)

(再帰反射材)

第四十三条 (略)

2・3

(略)

8 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十二条 (略)
(後部反射器)

2・4

(略)

5 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものでなければならない。

6 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものでなければならない。

7・8 (略)

(大型後部反射器)

第四十二条 (略)

2・3

(略)

6 平成二十一年十月二十三日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第五十五条第一項及び別添五十二4・19・2・中「協定規則第70号改訂版補足第10改訂版」を「協定規則第70号改訂版補足第5改訂版」と読み替えることができる。

10改訂版」を「協定規則第70号改訂版補足第6改訂版」と読み替えることができる。

5 (略)

(再帰反射材)

第四十三条 (略)

2・3

(略)

8 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものでなければならない。

9 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものでなければならない。

第四十二条 (略)
(制動灯)

2~10 (略)

11 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 (略)

13 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

14 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

15~18 (略)
(補助制動灯)

第四十三条 (略)

2~7 (略)

8 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 (略)

10 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十二条 (略)
(制動灯)

2~10 (略)

11 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 (略)

13 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第六改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

14 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

15~18 (略)
(補助制動灯)

第四十三条 (略)

2~7 (略)

8 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 (略)

10 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

後退燈

(後退燈)

13 12 保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかるわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかるわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

14
5 保育基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第一項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十五条 (略)

第四十五条 (略)

13 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動

6・5・8・の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第二改訂版補足第三改訂版の規則6・定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規則

14
15 (略)

車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規

7 い。 順

1 例題第4回 第三回から第五回まで第三回がなしで話の伏線を繋げる自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第

の規定にかかるわざ、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第

20
24 (略) の規定にかかるらず
協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

後退燈

(後遺燈)

13 12 保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかるわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかるわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

14
5 保険基準第四十一条第三項及び細目告示第五十八条第一項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十五条（略）

第四十五条（略）

保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動

定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八号第六改訂版6・5・8・の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三段第6・5・8・の規定

6 14
6 15 (略)

車のうち平成二十一年七月二十二日から平成十三年一月六日までに法第七十五条の第三項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規

7
各

1 但第3項及び総目録第51項第3項がいとくの規定が適用される旨重
車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の第三第

の規定にかかるはず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第

の規定にかかるらず
（略）
20
24
協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

(非常点滅表示灯)
第四十七条 (略)

2 ～ 7

8 保安基準第四十一条の三第三項及び細目告示第六十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八条号第七改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八条号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 ～ 10 (略)

(緊急制動表示灯)
(後面衝突警告表示灯)

第四十七条の二 保安基準第四十一条の四第四項及び細目告示第六十一条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八条号第七改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八条号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

2 ～ 3 (略)

(盗難発生警報装置)

第四十七条の三 保安基準第四十一条の五第四項及び細目告示第六十一条の三第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八条号第七改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八条号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

2 ～ 3 (略)

3 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車（平成二十八年七月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。）については、細目告示別添七十八別紙二一・6・1・8・及び2・3・中「協定規則第10号第6改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることができる。

（事故自動緊急通報装置）

第五十二条 (略)

3 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車（平成二十八年七月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。）については、細目告示別添七十八別紙二一・6・1・8・及び2・3・中「協定規則第10号第6改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることができる。

（事故自動緊急通報装置）

第五十三条 (略)

2 令和三年七月一日以降に製作された自動車のうち国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第六十七条の四及び第一百四十五条の四中「同規則改訂版」の規則35。（通報先に係る部分を除く。）であるのは「同規則改訂版」の規則35。（通報先に係る部分を除く。）及び35.2」と読み替えることができる。

3 次に掲げる自動車については、細目告示第六十七条の四及び第一百四十五条の四の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第六十七条の四及び第一百四十五条の四の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車

(非常点滅表示灯)
第四十七条 (略)

2 ～ 7

8 保安基準第四十一条の三第三項及び細目告示第六十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八条号第六改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八条号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 ～ 10 (略)

(緊急制動表示灯)
(後面衝突警告表示灯)

第四十七条の二 保安基準第四十一条の四第四項及び細目告示第六十一条の三第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合は、協定規則第四十八条号第六改訂版の規定にかかるらず、協定規則第四十八条号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

2 ～ 3 (略)

3 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車（平成二十八年七月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。）については、細目告示別添七十八別紙二一・6・1・8・及び2・3・中「協定規則第10号第6改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることができる。

（事故自動緊急通報装置）

第五十四条 (略)

2 令和三年七月一日以降に製作された自動車のうち国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第六十七条の四及び第一百四十五条の四中「同規則の規則35。（通報先に係る部分を除く。）」であるのは「同規則の規則35。（通報先に係る部分を除く。）及び35.2」と読み替えることができる。

3 次に掲げる自動車については、細目告示第六十七条の四及び第一百四十五条の四の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第六十七条の四及び第一百四十五条の四の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車

「直ちに引継ぎ要求を発するものとする。ただし、運転者が操作を引き継いでいると判断できる場合においては、この限りでない。」H' 回忌経²・N・2・1・2・母 「満たさなければならない。」H' おのせ 「満たすもの又は車両の安全性を確保できるものでなければならぬ。」H' おのせ 「満たさなければならない。」H' おのせ 「直ちに引継ぎ要求を発するものとする。」H' おのせ 「直ちに引継ぎ要求を発するものとする。」H' おのせ 「満たさなければならない。ただし、安全に引継ぎを求めることができる引継ぎ要求の場合は、この限りでない。」H' 回忌経²・N・2・1・2・母 「含むものとする。」H' おのせ 「含むものとする。ただし、作動中である旨を運転者に適切に表示できるものについては、この限りでない。」H' おのせ 誰も離れてゐる物のH' おのせ

次に掲げる自動車については、細目告示第七十二条の二第一項第三号、第四号、第七号、等

3・4
(略)

3 次に掲げる自動車については 細目告示第七十二条の二第一項第三号、第四号、第七号等
十四号及び第十五号並びに第百五十条の二第一項第三号、第四号、第七号、第十四号及び第十五号並びに第百五十条の二第一項第三号、第四号、第七号、第十四号及び第十五号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する旨
示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二第一項第三号、第四号、第七号、第十四号及び第十五号並びに第百五十条の二第一項第三号、第四号、第七号、第十四号及び第十五号の規定に適合するものであればよい。

二 令和四年七月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
イ 令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車
ロ 令和四年七月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつ
十日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動運行装置に係る性能が

八 國土交通大臣が定める自動車

卷之三

14 次に掲げる原動機付自転車（最高速度五十キロメートル毎時以下の第一種原動機付自転車を

(制動装置)
第六十二条 (略) (新設)

八条第二項の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定に適合するものであればよい。

二 令和五年九月一日以降に製作された原動機付自転車であつて、次に掲げるもの

いて認定を受けた原動機付自転車

□ 令和五年九月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について新たに認定を受けた原動機付自転車であつて、令和五年八月三十日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車と制動装置に係る性能が同一であるもの

(後部反射器)

第六十七条の二 (略)

2 保安基準第六十三条の規定が適用される原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2及び4・17・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千二十一号)による改正前の細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2及び4・17・2の規定に適合するものであればよい。

3 (略)

(道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示)(平成二十八年国土交通省告示第六百八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下この条において同じ。)の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示

(審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者)

第一条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。

(表 略)

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)

第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。

(表 略)

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)

第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ(同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。

(表 略)

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)

第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ(同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。

(表 略)

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)

第二条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千百七十五号)第一条による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。)第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千百七十五号)第一条による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号)による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る

第六十七条の二 (略)

(新設)

第六十七条の二 (略)

(新設)

(後部反射器)

2 (略)

(道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示)(一部改正)(平成二十八年国土交通省告示)

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示